

### 別紙3 既存アンテナ等の使用について

本事業では、既存アンテナ等の一部を使用し、本事業衛星の衛星管制や観測データの受信等の業務を行うことができるものとする。

既存アンテナ等の使用は必須条件ではなく、応募者の提案によるものとする。  
本事業において既存アンテナ等を使用する場合の条件は、以下のとおりとする。

#### 1. 既存アンテナ等の使用に係る概要

既存アンテナ等は、現行事業の事業期間終了時点まで現行運用事業者が所有し、現行事業で使用する予定である。

本事業では、SPCが現行運用事業者から、既存アンテナ等の一部及びこれらを監視・制御するソフトウェアを譲り受け、本事業で使用することを可能とする。

なお、既存アンテナ等の立地は以下の表のとおりであり、本事業においても現位置で使用することを条件とし、移設による使用は認めない。

本事業での使用を可能とする既存アンテナ等の詳細は、別途提供する対象設備リストを参照すること。

表 既存アンテナ等の立地概要

現事業における主局/副局の別	立地	国有地/民有地の別
主局（鳩山アンテナサイト）	埼玉県比企郡鳩山町	国有地
副局（江別アンテナサイト）	北海道江別市	民有地

#### 2. 既存アンテナ等の使用のためのアンテナサイト（土地）の借地条件

既存アンテナ等の使用にあたり、必要となる土地の使用については、主局（鳩山アンテナサイト）、副局（江別アンテナサイト）のそれぞれについて、以下の条件とする。

##### (1) 鳩山アンテナサイト（国有地）

鳩山アンテナサイトの既存アンテナ等を使用する場合には、国は、既存アンテナ等の使用に必要な範囲の土地を、事業期間終了時点までの必要な期間中、SPCに無償で貸し付けることを予定している。

##### (2) 江別アンテナサイト（民有地）

江別アンテナサイトは民有地のため、江別サイトの既存アンテナ等を使用する場合には、SPCは、当該民有地の地権者から、既存アンテナ等の使用に必要な範囲の土地を、事業期間終了時点までの必要な期間中、貸付を受けるものとする。

SPCは、当該土地の貸付を受けるにあたり、江別アンテナサイトの土地所有者との間で、土地の貸付に係る契約を締結する。

当該土地の貸付に係る条件（面積、土地の貸付に係る費用など）について情報提供を希望する者は、25. の問い合わせ先に問い合わせること。江別アンテナサイト上の既存アンテナ等の使用を提案する場合、応募者は、提供した条件を当該民有地の貸付条件とすること。

### 3. 既存アンテナ等の譲受け

#### (1) 譲受けの時期

S P Cは、本事業におけるひまわり 9号の運用開始予定日である令和 12年 4月 1日に、次期事業で使用する既存アンテナ等を現行運用事業者から譲り受け、所有する（以下、令和 12年 4月 1日を「譲渡予定日」という。）。

#### (2) 譲渡の対価

現行運用事業者は、S P Cが本事業で使用する既存アンテナ等をS P Cに無償譲渡することとしており、S P Cは、現行運用事業者との間で、無償譲渡に関する契約を締結する。

#### (3) 既存アンテナ等の契約不適合責任

国及び現行運用事業者は、S P Cによる既存アンテナ等の使用に関し、一切の契約不適合責任を負わないものとする。

既存アンテナ等の本事業での使用はS P Cの責任とリスクで行うものとし、当該アンテナ等に関して契約の内容に適合しないことを理由として、国や現行運用事業者に対し、履行の追完の請求や損害賠償の請求等を行うことはできないものとする。

### 4. 既存アンテナ等の改修等

#### (1) 既存アンテナ等の改修等の実施

S P Cは、業務要求水準書に示す地上施設の整備の期限までに、既存アンテナ等について必要な改修等を行うこと。

国では、改修等の内容として以下を想定しているが、これに限るものではなく、S P Cの責任により、必要な改修等を実施すること。

- ・ S P Cが整備する地上施設と既存アンテナ等を接続するための改修
- ・ ひまわり 10号用として使用する場合は、ひまわり 10号からのイメージャ送信信号及びサウンド送信信号の 2波を受信可能とするための改修
- ・ 既存アンテナ等の修繕（既存アンテナ等の使用期間を延長するための延命措置を含む）

なお、現行事業及び本事業の 2事業の間での既存アンテナ等に係る責任の所在が明確になるよう、既存アンテナ等を譲り受ける前にS P Cが行う改修等は必要最小限とし、緊急度の低い修繕等については、令和 12年 4月 1日以降（現行運用事業者から既存アンテナ等を譲り受けた後）に実施すること。

#### (2) 令和 12年 3月 31日までにS P Cが改修した部分の取扱い

既存アンテナ等の使用に際し、譲渡予定日より前にS P Cが改修した部分は、S P Cの資産とすること。

また、譲渡予定日より前であっても、S P Cが改修した部分の維持管理は、S P Cが実施すること。

### 5. 譲渡予定日前の既存アンテナ等の使用に係る詳細条件

#### (1) S P Cによる改修等の実施に係る制約条件

国は、事業契約締結後、国、現行運用事業者、S P Cの 3者で、譲渡予定日前における現行事業と本事業での既存アンテナ等の使用の詳細に関する協議を行う。

S P Cは、当該協議をもとに、現行事業への影響を最小限とするよう、既存アンテナ等の改修やその後の維持管理、運用員の訓練等、既存アンテナ等の一時的な使用を計画・実施するこ

と（例：改修は1基ずつ行う／現行運用事業者による保守点検の時期を避ける 等）。

また、譲渡予定日より前に、SPCが既存アンテナ等をひまわり10号の運用に使用する場合には、ひまわり10号の打上げ以降の既存アンテナ等の運用・保守等の計画についても、国、現行運用事業者と協議・調整を図ること。

## （2）既存アンテナ等に生じた不具合等に係るリスク分担

SPCが既存アンテナ等の使用や既存アンテナ等の改修等を実施して以降、既存アンテナ等の損傷や不具合、現行事業の実施に支障を来す事態が生じた場合、当該事態の復旧に要する追加費用や損害については、以下を予定している。

- ・ SPCによる既存アンテナ等の改修・一時使用や維持管理など、SPCの責めに帰すべき事由によるもの：SPCが負担する。
- ・ 現行運用事業者による既存アンテナ等の使用など、現行運用事業者の責めに帰すべき事由によるもの：現行運用事業者が負担する。
- ・ SPC及び現行運用事業者の双方の責めに帰すべき事由によるもの：SPC及び現行運用事業者が分担して負担する。
- ・ 不可抗力によるもの：既存アンテナ等に関する部分は現行事業の事業契約に基づき国と現行運用事業者が、SPCが改修した部分は本事業の事業契約に基づき国とSPCが、それぞれ分担して負担する。

なお、当該事態が生じた原因や帰責者の特定にあたっては、困難を伴う場合であっても、十分に調査を行ったと国が判断できるまでSPCは調査を継続し、現行運用事業者はこれに協力する。

## 6. 既存アンテナ等の引継ぎに関する協定の締結

国は、SPC及び現行運用事業者との間で、現行事業にて運用しているひまわり9号の運用について、本事業への引継ぎ事項を定める引継ぎ協定を締結する。SPCが既存アンテナ等を使用する場合、その使用及び引継ぎに関する諸条件についても引継ぎ協定において規定する。